

議案第52号

新居浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

（8）広域連合条例附則第5条第1項の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金が支給されることに伴い、市において行う事務を定めるため、本案を提出する。